明石市生涯学習センター中央監視盤保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、一般財団法人明石コミュニティ創造協会（以下「委託者」という。）が委託する明石市生涯学習センター（以下「センター」という。）中央監視盤保守点検業務の仕様を定めるもので、受託者はこの仕様に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

１　受託者は、センターに設置する中央監視盤の機能を維持し、安全かつ良好な運転状態に保つため、次のとおり委託業務を行う。

２　業務場所 明石市東仲ノ町６番１号　明石市生涯学習センター

３　履行期間 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

但し、期間満了の１ヶ月前までに甲及び乙のいずれか一方から文書等により何らかの異議申し出のないときは、更に引き続き１ヵ年間同保守契約を有効とし、以後もまた同様とする。

但し、延長有効期限は、令和　年　月　日までとする。

４　保守点検対象は、次のとおりとする。

(1)　Panasonic　WeLBA200 コントローラー

(2)　Panasonic　WeLBA200 管理用パソコン

(3)　UPS

(4)　RS盤

(5)　端末機

５　保守管理業務内容は、別表１のとおりとする。

６　保守点検の回数は、履行期間中１回とする。保守点検を実施するときは、事前に委託者と協議し保守点検日を決定するものとする。

また、保守業務に伴う消耗品（ヒューズ、表示ランプ等）は、受託者の負担とする。

７　受託者は、契約締結後１０日以内に、緊急連絡先一覧表を委託者に提出し、承認を受けるものとする。

８　保守契約期間中に、補修部品の生産終了等により部品の入手が困難な状況になった場合、乙は甲に対し、その内容の報告を行い、代替部品での対応又は修理による対応を実施する。対象設備の故障・不具合等の障害が補修不能であると判断した場合には、受注者は保守業務の実施を免れるものとする。

９　保守点検にあたっては、次のことに注意して行うものとする。

(1)　センター業務運営に支障を及ぼさないこと。又、業務に支障のおそれがあるときは事前に連絡すること。

(2)　点検中は安全に気をつけ、服装、用具等を整え、事故等に注意すること。

(3)　点検終了後は正常作動を確認すること。

１０　受託者は、中央監視盤の運用に関し、技術の提供援助、指導等を行わなければならない。

１１　保守点検業務従事者は、当該設備の構造を熟知し、関係資格を取得し、かつ経験豊富な技術者でなければならない。

１２　受託者は、保守点検を実施したとき、及び故障、修理等の作業を行ったときは、報告書を委託者に提出し承認を受けるものとする。

１３　受託者は、点検中に事故等の異常が発見されたとき、及び修理が必要と認めるときは、ただちに委託者に報告するものとする。

１４　その他本業務遂行上、重大な支障があるとき、又はそのおそれがあるときは、委託者は受託者に緊急呼び出し等の指示をするものとする。

１５　次の各号の定めを厳守するものとする。

(1)　受託者は、委託者の許可なくセンター施設の土地・建物及び備品等を使用しないこと。

(2)　受託者は、委託者の許可なく委託者の所管する一切のものをセンター施設外に持ち出さないこと。

(3)　受託者は、委託者の許可なく作業に必要としないもの一切をセンター施設内に持ち込まないこと。

(4)　前各号に明示されない事項であっても、委託者が指示する事項は厳守すること。

１６　その他、この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議し決定するものとする。ただし、軽微な事項については委託者の指示に従うものとする。